生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

## 広島市長 松井 一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所 在 地 (出張専業の場合は施術者の住所)	来伤り性短	111 化 平 月 日
三浦 孝一	フレアス在宅マッサージ広島安芸区 施術所	広島市安芸区船越五丁目32-25	はり・きゅう	令和7年9月5日
三浦 孝一	フレアス在宅マッサージ広島安芸区 施術所	広島市安芸区船越五丁目32-25	あん摩マッ サージ	令和7年9月5日
向田 佳稀	鍼灸院満月	広島市中区八丁堀9-3 サニーサイドワン101	はり・きゅう	令和7年8月29日
向田 佳稀	鍼灸院満月	広島市中区八丁堀9-3 サニーサイドワン101	あん摩マッ サージ	令和7年8月29日
今本貴斗	えっと訪問マッサージ院 広島東	広島市東区上温品四丁目20-1	はり・きゅう	令和7年6月2日